

令和7年(2025年)5月6日発生
市庁舎火災調査報告書



令和7年(2025年)8月28日

目次

1 調査の目的	1
2 庁舎の概要	2
3 火災の状況	4
4 火災原因	6
5 延焼が急速に拡大した原因の推定	7
6 庁舎管理の状況	8
7 再発防止対策	14
8 今後の取組	15

1 調査の目的

令和7年5月6日(火)午後11時16分頃発生した市庁舎火災は、市民の生命財産を守る防災拠点の役割を担う市庁舎の機能を停止させるとともに、市の行政運営全般にわたり多大な支障を来たす事態を招いた。

今回の火災は、市庁舎における火災対応をはじめとする危機管理に対して改めて警鐘を鳴らす極めて重大な事案であったと言える。

本市は、市庁舎の復旧・復興及び通常業務体制への早期全面復帰を念頭に置きながら、消防から情報提供を受けるとともに、出火箇所付近で勤務していた職員及び警備員などの関係者に対するヒアリングを行い、火災の状況や原因、さらには、これまでの庁舎管理の状況などを調査した。

この報告書では、火災原因、危機管理上の課題及びその対応策を検証し、市民及び職員にとって安全な市庁舎を創出することで、市民に安心して信頼される行政運営を実現するための再発防止対策を検討した。



出火箇所(左側奥)

2 庁舎の概要

(1) 所有者

白岡市

(2) 竣工・築年数

平成4年5月竣工(築33年)

(3) 構造

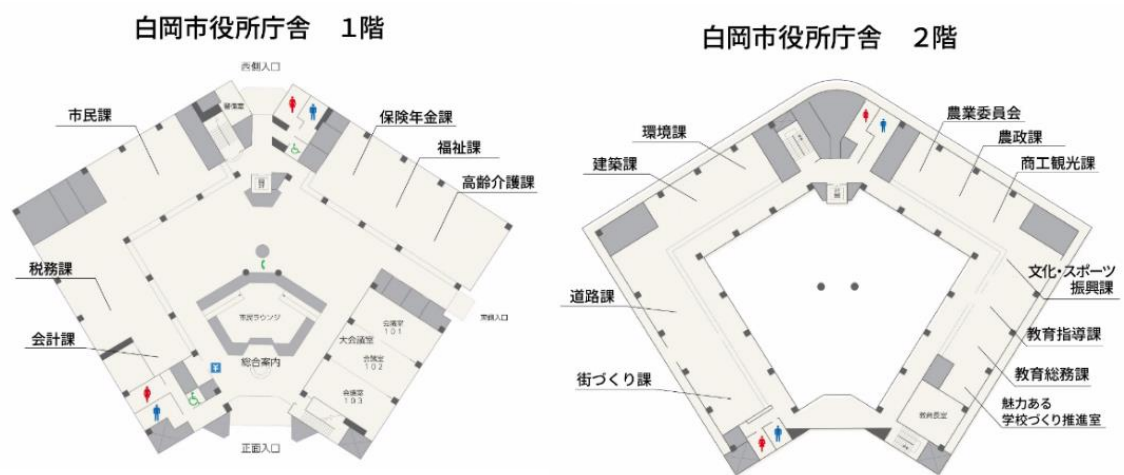
鉄筋コンクリート造(RC造) 地上4階、地下1階建て

(4) 建築面積

2,458.18m²

(5) 延床面積

7,696.91m²



3 火災の状況

(1) 出火日時

令和7年5月6日(火) 午後11時16分頃(推定)

(2) 出火場所

白岡市役所庁舎(白岡市千駄野432)



国土地理院地図から引用



市庁舎

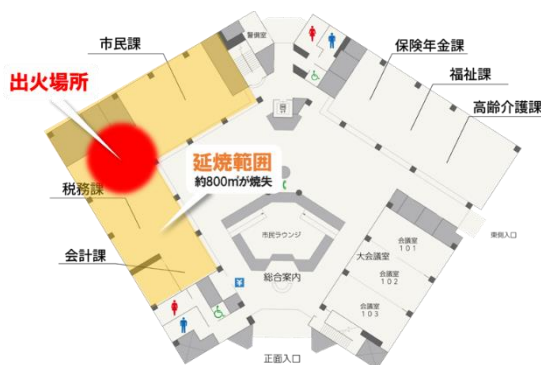
(3) 気象状況

令和7年5月6日午後11時(観測地点:久喜市) ※気象庁 HP より

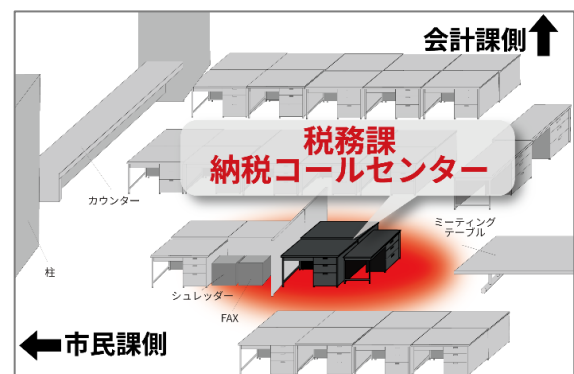
気温:13.4 度 湿度:95% 平均風速:秒速 0.8m 風向:西北西 降水量:0mm

(4) 出火箇所

1階税務課納税コールセンター付近



税務課配席図



※税務課納税コールセンターについて

市民税に関する問い合わせや督促などの業務を行うことを目的に委託・設置。

勤務している者は4名で、1日3名の交代制で出勤している。

(5) 火災の覚知

熱を感知した自動火災報知設備が、自動的に警備会社に発報(6日(火)午後11時19分頃)。その後、警備会社から消防署へ火災の連絡を行った。

(6) 消火活動

警備員2名が、自動火災報知設備の発報により火災に気づき、すぐに消火器を持って火元に向かおうとしたが、警備室のドアを開けたところ、すでに煙が回っていた。市民課付近まで近づいたが、煙と炎で初期消火ができる状況ではなく、消火活動を断念し、庁舎外へ避難した。

(7) 焼損範囲

1階税務課・市民課・会計課各執務室 床面積約800m²

(8) 死傷者等

なし

(9) 鎮火

7日(水)午前5時9分頃(出火から約6時間後)

(10) 市庁舎の被害状況

火災により発生した大量の黒煙が市庁舎全体に充満したことから、焼損範囲以外においても、什器類、備品類などに黒煙を原因とする煤が被り、全館にわたって建物の使用が不可能な状態に陥った。

4 火災原因

(1) 出火原因

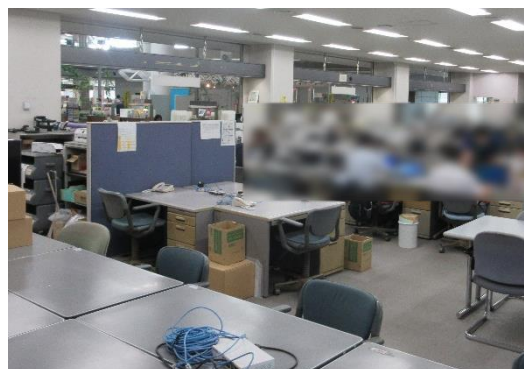
税務課納税コールセンター事務机脇の床コンセントに接続されていた可動式プラグの接触不良から、接触部の電気抵抗が増加して発熱した。この発熱により、可動式プラグの樹脂部分から発火した。



床コンセント(別の階にあった同タイプのもの)

(2) 拡大原因

可動式プラグの樹脂部分から発火した炎が、付近に置かれていたゴミ箱として使用していた段ボール箱に延焼した後、税務課納税コールセンター事務机下の電気配線、周囲の収容物及び書類等に延焼した。



税務課納税コールセンター付近(令和6年7月3日撮影)

5 延焼が急速に拡大した原因の推定

税務課納税コールセンター事務机下で発火した炎により机の天板の温度が上昇し、机上に置かれていたリチウムイオン電池が燃焼したことで、延焼が急速に拡大した可能性が高い。

（防犯カメラ映像に基づく推定。ただし、出火箇所付近で勤務していた職員に対するヒアリングでは、リチウムイオン電池または同電池を使用した機器が机上に置かれていた事実は確認できなかった。）



延焼が急速に拡大した瞬間をとらえた防犯カメラ映像

6 庁舎管理の状況

(1) 庁舎管理の分掌

- ・ 庁舎管理責任者（庁舎管理規則第3条第1項）…経営企画部長
- ・ 庁舎管理責任者の命を受けて庁舎の管理に関する事務を執行し、かつ、当該管理責任者の職務を代理する者（同規則第3条第2項）
…ファシリティマネジメント推進課長
- ・ 本庁舎における各課（局を含む。以下同じ。）の事務室等の使用の規制及び室内の秩序の維持その他の管理（同規則第3条第3項）
…各課の長（議会事務局長を含む。）

(2) 定期点検及び補修状況

① 消防用設備(消防法に基づき、毎年2回(4月と10月)実施)

直近実施日:令和7年4月26日~27日

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
消火器具	良	
屋内消火栓設備	不良	屋上補給水槽ボールタップ不良 ※ポンプグランド部 経年劣化による腐食及び水漏れ(経過観察中)
ハロゲン化物消火設備	不良	(1)電気室 ピストンレリーザー2台固着 不作動 (2)ダンパー回路 逆止弁不良 (3)3階電算室 予備電源容量低下のため、要交換 ※地下1階 制御盤内非常電源製造年より5年以上経過しているため交換推奨
自動火災報知設備	不良	(1) 1階(吹抜け(高所))感知器 (2) 4階感知器 (3) ELV機械室感知器 (4) 地下1階機械室感知器

		(5) 現業棟感知器 ※受信機予備電源製造年より5年以上経過しているため交換推奨
非常警報器具及び設備	良	
誘導灯及び誘導標識	不良	器具不良5台 ランプモニター点灯12台
消防用水	良	
排煙設備	良	
連結散水設備	良	
防排煙制御設備	不良	(1) 2階垂れ壁スクリーンが途中で止まる 3階垂れ壁スクリーンが途中まで降下している(高所) 4階シャッター 5面全数感知器不連動 (2) 1階シャッター 3種煙感知器不作動 4階シャッター 3種煙感知器不作(高所吹抜け) (3) 1階シャッター ELV 横1面自閉装置不良のため不作動 ※受信機予備電源製造年より5年以上経過しているため交換推奨

※ 直近の点検で不良と判定された消防設備が、今回の火災の出火及び拡大に当たり、その原因となった点は認められなかった。

また、不良内容については、全て令和7年度に改修を予定していた。

② 電気設備(電気事業法に基づき実施)

ア 月次点検、毎年1回の年次点検A、3年に1回の年次点検Bを実施

直近実施日 月次点検 : 令和7年 4月18日

年次点検 A: 令和6年12月 7日

年次点検 B: 令和6年11月14日

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備	責任分界となる区分閉鎖器、引き込み線等 架空電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		区分開閉器動作試験		○	○
		保護断電器動作試験		○	○
		保護断電器動作特性試験			○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避雷針	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○

電氣工作物	点検種類	月次 点検	年次点検	
			A	B
配電盤、 制御回路	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	保護断電器動作試験		○	○
	保護断電器動作特性試験			○
	計器校正試験			○
	制御回路試験		○	○
	受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	○	○	○
	接地装置			○
	外観点検	○	○	○
配電設備	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検		○	○
	絶縁抵抗測定	○	○	○
	内部点検			○
	絶縁油の点検・ 試験			○
	外観点検	○	○	○
	接地抵抗測定		○	○
	接地抵抗測定		○	○
非常用予備発電装置	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定	○	○	○
	機関保護断電 器動作試験		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	接地抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	保護断電器動作試験		○	○
	保護断電器動作試験			○

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
		動作特性試験			
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に順ずる			
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
電気使用場所の設置	電動機類、電熱装置、 電気溶接機、照明装置 配線、配線器具 その他の機器、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
		漏洩電流測定	○	○	○

イ 点検結果

月次点検・年次点検 A・年次点検 B 特に異常は認められなかった。

(3) 警備の状況

① 警備体制

- ・ 警備員は、常時2名配置し、警備時間は、市が通常事務を行う時間以外の時間とする。

(昼間: 白岡市の休日を定める条例に定める日の午前8時30分から午後5時15分まで)

(夜間: 毎日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで)

② 業務内容

ア 防火

- ・ 火災の予防並びに火災の早期発見、通報及び初期消火
- ・ 火災発生現場への消防関係者の誘導

イ 防犯

- ・ 盗難の予防

- ・ 事故発生現場の保存
- ・ 職員等の退庁後の各室及び扉等の施錠並びに鍵の保管
- ・ 施錠の点検及び確認
- ・ 庁舎進入路に設置の車止めの上げ下ろし
- ・ 進入可能箇所の点検及び措置
- ・ 潜伏者、不審者又は不審物等の発見及び排除
- ・ 不法侵入者又は不法行為者に対する阻止等の措置

ウ 火災報知等中央監視設備機器及び監視カメラへの対応

- ・ 警備員室及び設備監視室に設置されている電気及び火災報知等中央監視設備
- ・ 機器の監視業務と異常発生への対応
- ・ 監視カメラの異常発生への対応

エ その他

- ・ 来庁者の案内
- ・ 郵便物等の収受
- ・ 婚姻届等の受付及び出生届、死亡届の受領並びに埼玉斎場組合への予約及び死体(胎)埋火葬許可書の発行
- ・ 拾得物の取扱い
- ・ 電話の対応
- ・ 緊急又は非常時の関係職員への連絡
- ・ 国旗及び市旗の掲揚

オ その他、発注者が指示した事項

③ 火災当日の警備状況

- ・ 火災当日は、2名体制で警備にあたっていた。
- ・ 夜間警備時に庁舎内と庁舎周辺を2回に分け巡回した。
- ・ 警備室前の玄関ドアを施錠し、午後10時に機械警備に切り替えた。

7 再発防止対策

(1) 電気プラグ、コンセントの適正使用の徹底

- ・ コンセントプラグが確実に奥まで差し込まれているかどうかの点検を、定期的に実施する。
- ・ コードが緩みやすい箇所には固定具やロック機構を使用する。

(2) 電気設備の定期点検と劣化部品の早期交換

- ・ 専門業者等による電気設備点検を実施し、劣化や損傷があるコードやプラグは速やかに交換する。

(3) 事務室内の可燃物削減と整理整頓の徹底

- ・ 事務机への書類の持ち込みや段ボールなどの紙類の使用は必要最小限とし、耐火キャビネットや密閉棚に保管する。
- ・ 電気機器周辺に可燃物を置かないことを徹底する。

(4) 延焼抑制のための防災対策

- ・ 事務室内の什器類は、防災、難燃性のものを使用する。

(5) 職員向け火災予防教育と訓練の実施

- ・ 電気機器の安全な使用方法や可燃物の管理について、定期的な研修を実施する。
- ・ 初期消火の手順や避難行動等について防火訓練を行う。

8 今後の取組

(1) スマートオフィスの推進

- ・ 書類を電子化することにより、防災機能の向上を図る。
- ・ ゆとりある事務空間を形成することにより、電気機器の安全な使用の推進を図る。

(2) 有識者によるオフィスレイアウトの検証

- ・ 仮庁舎や今後整備する本庁舎の事務室等をレイアウトするにあたり、防火の観点から有識者の意見を聴く。

(3) 定期的な防火体制の確認及び防火研修の開催

- ・ 事務室等の防火対策が徹底されているかについて、チェックシート等を用いて定期的な確認を行う。
- ・ 開庁時の火災に備え、初期消火や避難行動について、定期的に消防関係から指導を受ける。
- ・ 職員の防火意識の向上を図るため、安全な電気機器の使用や火災原因となりうる行動について、定期的に有識者から研修を受ける。